

理 由 書

資料 1 - 2

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、富士見都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

【変更の必要性及び内容】

変更する生産緑地地区	変更する必要性及び内容
第 63 号生産緑地地区	<p>生産緑地法第 10 条の規定による買取りの申出があり、申出の日から 3 か月以内に所有権の移転が行われなかったことや、公共施設等(道路)の設置及び道連れ解除により、行為制限が解除されたため変更する。</p> <p>なお、第 166 号、第 112 号、第 113 号生産緑地地区は廃止する。</p> <p>また、第 250 号生産緑地地区については、生産緑地地区指定申請書の提出があり、生産緑地法第 3 条及び富士見市生産緑地地区の追加指定基準の要件を満たしているため、変更する。</p>
第 95 号生産緑地地区	
第 98 号生産緑地地区	
第 102 号生産緑地地区	
第 249-1 号生産緑地地区	
第 111-2 号生産緑地地区	
第 140 号生産緑地地区	
第 268 号生産緑地地区	
第 22 号生産緑地地区	
第 235 号生産緑地地区	
第 20-1 号生産緑地地区	
第 225 号生産緑地地区	
第 166 号生産緑地地区	
第 112 号生産緑地地区	
第 113 号生産緑地地区	
第 250 号生産緑地地区	